

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名： 鏡石町役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.0 %
全職員	91.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	96.4 %
本庁課長補佐相当職	97.2 %
本庁係長相当職	94.5 %

(3) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	61.0 %
31～35年	98.3 %
26～30年	91.0 %
21～25年	95.4 %
16～20年	92.0 %
11～15年	89.5 %
6～10年	83.8 %
1～5年	113.7 %

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、短時間勤務の職員については、その者の週の勤務時間を常勤の週の勤務時間で除した数（週の勤務時間／38時間45分）を職員数としている。
- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で報酬を支給する職員については、任用形態が多様であり、単純に比較できないため除外している。
- ・2(1)役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」の区分には、女性職員がいないため、「—」の表示としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。